

広報かるまい お知らせ版 440号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

『ボランティア養成講座』開催

町では、「ちょっと誰かに手伝ってもらえないかな」という住民と、「誰かのちょっとした困りごとなら協力できるかな」という住民が、遠慮せずに困ったときはお互い様の精神で支えあいながら生活できる地域を目指しています。

地域の支えあいについて学び考え、ボランティアや地域活動を実践している方々と交流し、軽米町の地域を考える機会とするため、ボランティア養成講座を開催します。

興味のある方、どなたでも参加できます。

※準備の都合上、開催日のおおむね3日くらい前までに電話で申してください。（当日の参加も可能です）

■日時及び場所

日時	場所
6月24日(土) 13:30~15:30	小軽米生活改善センター
7月2日(日) 9:30~11:30	農村環境改善センター
7月2日(日) 13:30~15:30	晴山公民館

9月は「防災ボランティア」、1月には「地域の見守り」をテーマに開催する予定です。次回以降も広報かるまいお知らせ版でお伝えします。随時、お申込みください。

■内容（各地区共通）

①研修 テーマ 「ボランティア活動の基本について」
講師 岩手県ボランティア団体連絡協議会
会長 加藤 隆男 氏

②情報交換・意見交換

【問い合わせ・申し込み先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

エゴマ生産奨励補助金について

町では、エゴマの生産振興と生産面積拡大を図るため、補助金を交付します。補助額は、作付面積と出荷量により予算の範囲内で決定します。

■交付条件

①7月末までに軽米エゴマの会へ加入できる方

（個人会費1,500円）

②町内の雑穀買取業者、加工業者、集出荷団体に出荷できる方

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当（☎46-4740）

花いっぱいコンクールの参加者募集

花にあふれるまちづくりの推進のため、花いっぱいコンクールを開催します。花壇だけでなく、フラワーボックスやプランターなどでの応募も可能です。地域で取り組んでいる行政区、花好きの方、奮ってご応募ください。

■募集部門

- ・地域花壇の部 町内会、老人クラブ、子ども会など
- ・学校花壇の部 幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校
- ・家庭花壇の部 各家庭で栽培、管理している花壇など
- ・企業花壇の部 各企業・団体等で管理している花壇など

■対象面積 おおむね10㎡（3坪）以上であること。

■申込期限 7月21日（金）

※8月下旬に審査を行い、入賞者及び表彰団体を決定します。

※参加者には、来年度春蒔き用の種を配布する予定です。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

令和5年度町県民税のお知らせ

■税額の算出方法

	町民税	県民税
均等割額	①3,500円	②2,500円
所得割額	前年（令和4年中）の所得額に応じて次のように計算。 課税所得金額 《所得金額－所得控除額》 × 税率10% 《町民税6%・県民税4%》 － 課税控除額 ＝ ③所得割額	

■納期は年4回です

第1期 6月30日（金） 第2期 8月31日（木）
第3期 10月31日（火） 第4期 1月31日（水）

■口座振替をご利用している方へ

納期限の日が振替日となりますので、指定口座の預金残高の確認をお願いします。

※町税の納税は、安心、簡単、便利な「口座振替」をご利用ください。

■コンビニやスマホでも納付できます

令和5年度から、全国のコンビニやスマホで、町税が納付できるようになりました。

詳しくは、広報かるまい5月号をご覧ください。

【問い合わせ先】税務会計課・課税担当（☎46-4737）

軽米CAFÉ & 相談会開催！

お茶をしながら「お仕事について」「これからの自分について」「その他気になる色々なこと」気軽にお話しませんか？
若者の就職支援をしている「もりサポ」がどんな所かを伝える「もりサポ説明会」も同時開催します。

- 日時 7月3日(月) 13:30~15:00
- 会場 軽米町防災センター 会議室
- 対象 15歳~おおむね50歳の現在お仕事をされていない方とご家族や関係者
※本人が来ない場合も是非ご相談にいらして下さい。

- 参加費 無料
- 予約 不要
※じっくり相談をしたい方は事前にご連絡ください。

【問い合わせ先】

もりおか若者サポートステーション
(☎019-625-8460)
(メール: mail@morisapo.jp)

寿大学第3回講座のお知らせ

- 日時 6月28日(水) 10:00~11:30
- 場所 農村環境改善センター(役場となり)
- 内容 認知症・介護予防講座
- 講師 町健康福祉課 主任保健師 八幡 美紀 氏

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744)

ヒメボタルの観賞について

折爪岳では、毎年7月上旬から中旬にかけて、およそ100万匹のヒメボタルによる幻想的な風景を楽しむことができます。2018年には「折爪岳のヒメボタル生息地」として県の天然記念物指定を受けました。全国最大級のヒメボタル生息地で、ヒメボタルを観賞しませんか。

■観賞の申し込み

申し込みは「折爪岳振興協議会」のホームページから、観賞希望日の2日前までにお申し込みください。入力間違いがないか、迷惑メール拒否設定になっていないかご確認いただき、お申し込みください。

■交通規制

7月5日(水)から12日(水)の19:30から21:00まで、二戸市の市道及び九戸村の村道において交通規制(車両通行止め)が行われます。詳しい規制内容については、折爪岳振興協議会のホームページが随時更新されますので、ご確認ください。

折爪岳振興
協議会ホームページ→



【問い合わせ先】

折爪岳振興協議会事務局 (☎43-3213)
産業振興課・商工観光担当 (☎46-4746)

～ あなたのお家は大丈夫？ 耐震診断を受けませんか！～

■対象となる木造住宅

- 次のすべての要件を満たす軽米町内の住宅が対象になります。
- ①昭和56年5月31日以前に着工され建てられた住宅であること。(昭和56年6月1日以降に増築等を行った住宅は対象外となります。)
 - ②平屋建て又は2階建ての一戸建て住宅であること。
 - ③木造軸組工法(在来工法)で建てられた住宅であること。(桝組壁工法、丸太組工法等は対象外となります。)

■募集期間及び募集戸数 2戸(令和5年12月28日まで)

■耐震診断の料金

1棟あたりの自己負担額 3,000円
(料金31,429円の内28,429円を町が負担)

※耐震診断は、岩手県が認定した「岩手県木造住宅耐震診断士」が診断します。

※木造住宅耐震改修工事助成事業もあります。

※耐震診断を実施し、判定値が1.0未満と診断された住宅は、判定値を1.0以上に耐震改修工事について、対象経費の2分の1以内で60万円を限度とする助成制度もあります。お気軽にご相談下さい。

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当 (☎46-4741)

軽米病院を受診する際のお願い

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、県立軽米病院を受診する際の注意についてお知らせします。

国では新型コロナウイルス感染症が感染症分類の2類から5類に移行し、行動制限等が緩和されたところですが、ウイルスが消滅したわけではありません。

引き続き、来院時の感染症予防対策をお願いします。

- ①発熱・かぜ症状があつて受診する場合は、受診する前に必ず電話で相談をお願いします。
事前連絡なしで直接受診することは控えてください。
- ②受診の予約をしている方で、予約日に発熱、かぜ症状がある場合、受診する前に必ず電話で相談をお願いします。
- ③来院の際は正面玄関の体温チェックセンサーで体温測定をお願いします。

【問い合わせ先】 県立軽米病院 (☎46-2411)

第37回軽米町グリーンデー開催

次世代に引き継ぐ緑豊かな郷土づくりを推進するため、第37回軽米町グリーンデーを開催します。

どなたでもご自由に参加、参観できますので、お気軽にご来場ください。

- 日時 6月23日(金) 10:00~
 - 場所 ハートフル・スポーツランド 第二駐車場
 - 内容 つつじの苗木(30本)の植樹
- 【問い合わせ先】
産業振興課・農林振興担当 (☎46-4740)

広報かるまい お知らせ版 440号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

第2回オレンジカフェかるまい 「かだある茶屋」開催

かだある茶屋は、地域の方がどなたでも参加できる、認知症をテーマにしたカフェです。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。事前申し込みは不要です。

■日時 6月23日(金) 10:00~12:00

■場所 小玉川生活改善センター

■参加費 無料

【問い合わせ先】地域包括支援センター (☎46-3906)

女性の権利ホットラインを実施

岩手弁護士会・日本弁護士連合会では、女性の権利や性的マイノリティ(LGBT)の権利に関する無料電話相談会を実施します。

DVやセクハラ、ストーカー、離婚等女性に関わる法律問題や性的マイノリティの方々が直面する家庭・職場・学校等の法律問題について幅広く相談を受け付けますので、お困りの方は、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

■日時 6月24日(土)

①10:00~12:00

②12:30~14:30

※相談をご希望の方は、当日、019-624-6121までお電話ください。

【問い合わせ先】

岩手弁護士会 (☎019-651-5095)

ひとり親家庭等無料法律相談 開催のお知らせ

離婚や親権、養育費等について弁護士による相談を行います。

■日時 6月28日(水) 10:00~15:00

■場所 県北広域振興局(二戸地区合同庁舎)

二戸保健福祉環境センター 2階 相談室

■対象 ひとり親家庭の母子、父子の方等

■費用 無料

【問い合わせ・申し込み先】

県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター

(☎0195-23-9217)

(一社)岩手県母子寡婦福祉連合会

(☎019-623-8539)

時間外と休日は予約が必要 マイナンバーカードの受取窓口

マイナンバーカードの交付通知書(ハガキ)が届いた方が、どうしても平日の日中に来庁できない場合は、電話でご予約のうえ、水曜日の時間外窓口または臨時の日曜窓口をご利用ください。

日程は以下のとおりです。希望日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後5時までに必ず電話でお申込みください。人数に限りがありますので、早めの予約をおすすめします。予約がないと受け付けできませんのでご了承ください。

①時間外窓口 毎週水曜日 17:30~19:00

(6月21日、28日)

(7月5日、12日、19日、26日)

予約締切 前日の17:00

②臨時日曜窓口 6月25日(日) 9:00~12:00

13:00~16:00

予約締切 6月23日(金) 17:00

■場所 役場1階 町民生活課

■その他

マイナポイントの手続きはできません。

当日必要なものは交付通知書(ハガキ)に記載しています。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当 (☎46-4735)

マイナンバーカード 受け取りはお早めに

通知書のハガキが届いている方は、早めにお受け取りください。

●マイナポイント第2弾のポイント申込期限は、9月末です。

●期限がせまるとカード交付窓口が大変混雑します。

●ポイントの申し込みはスマートフォンをおすすめします。

●ポイント申込終了日は決済サービスごとに異なる場合があります。終了日は各決済サービス事業者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当 (☎46-4735)

水曜日の時間外証明窓口は 前日までにご予約ください

■受付内容 印鑑登録証明書、住民票・戸籍謄抄本

■開設日時 毎週水曜日 17:30~19:00

■予約締切

前日の17:00(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

■場所 役場1階・町民生活課

■その他 予約がないと受付できませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当 (☎46-4735)

一般国道395号「岩崎～増子内」地区 立木伐採に伴う全面通行止めのお知らせ

一般国道395号軽米町上館地区において、道路への倒木の恐れがある立木伐採を予定しています。今回伐採作業に伴い、以下の期間中は現地の通行が出来ませんのでご注意ください。

お手数ですが、現地誘導員や看板を確認のうえ、周辺県道等を迂回して頂くようお願いいたします。

■全面通行止め情報

- ・日時 6月26日(月)～6月30日(金)
9:00～16:00まで
(12:30～14:30は通行可)
※作業の進捗により期間を変更する可能性があります。
- ・区間 上館ローソン ～ 増子内地区

【問い合わせ先】

岩手県 二戸土木センター 道路環境チーム
(☎26-8174)(内線304)

～コミュニティバス等の迂回運行について～

■コミュニティバス（鶴飼線）

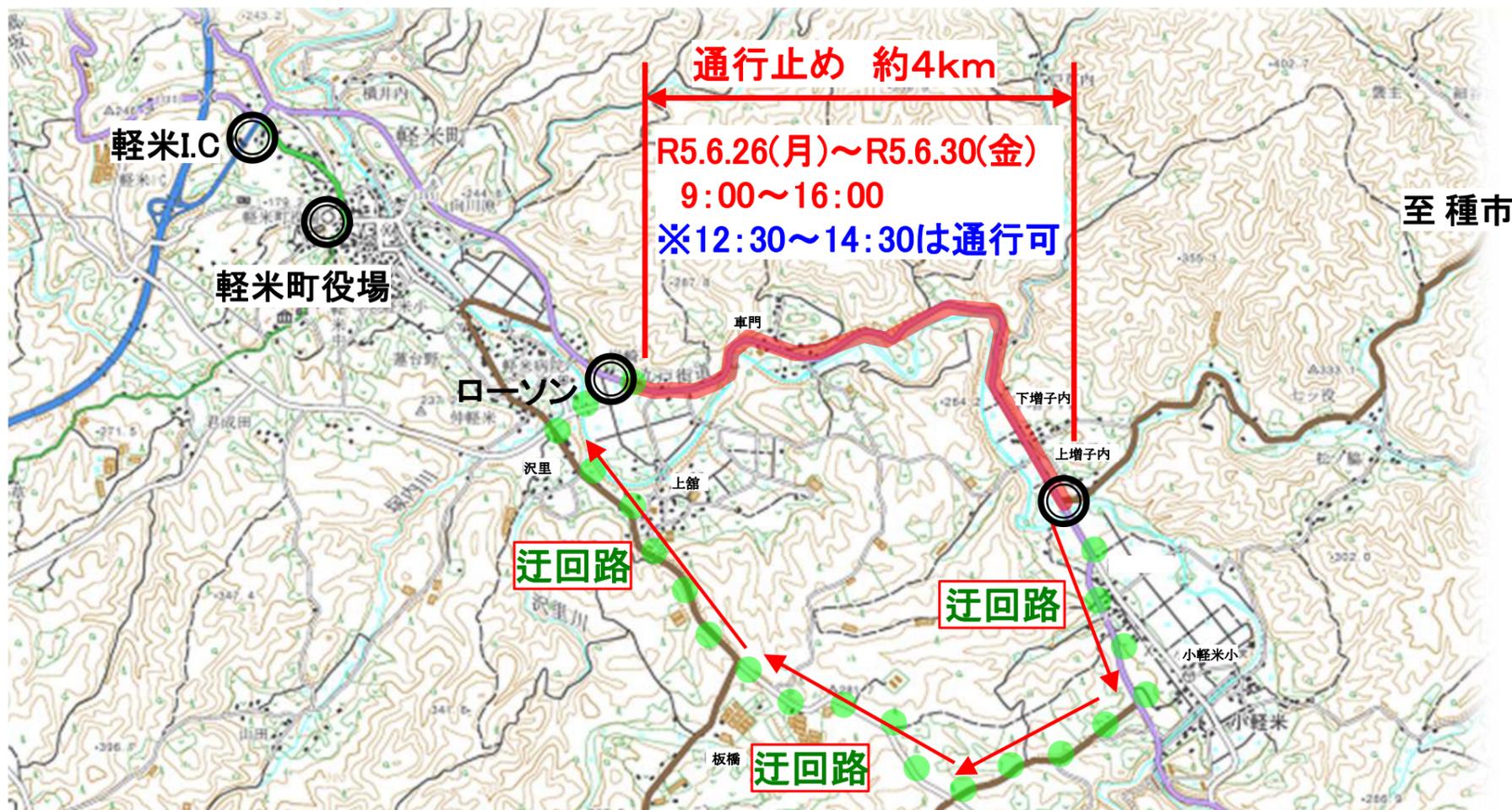
14:30鶴飼発・軽米新町行き
⇒下増子内、戸草内、車門、岩崎には停車しません。また、軽米病院から軽米新町の各バス停の到着時刻が遅れる見込みです。

■町民バス（百鳥線）

8:45百鳥発・老人福祉センター行き(30日(金)のみ)
⇒戸草内には停車しません。また、軽米病院から老人福祉センターの各バス停の到着時刻が前後する見込みです。
※予定が変更になる場合は、かるまいテレビなどでお知らせします。

【問い合わせ先】

総務課・企画担当 (☎46-4738)



町の特産品を活用した商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■応募締切 6月30日(金)まで

■提出書類

各事業で書類が異なるため、下記へお問い合わせください。

【書類の提出先・問い合わせ】

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85
産業振興課・商工観光担当 (☎46-4746)

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取り組み(商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)